

計画の方向性について

目 次

1. 計画の目次構成.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画対象.....	3
4. 計画で目指す将来像と計画目標.....	4

1. 計画の目次構成

台東区自転車活用推進計画の目次構成（案）は以下のとおりです。

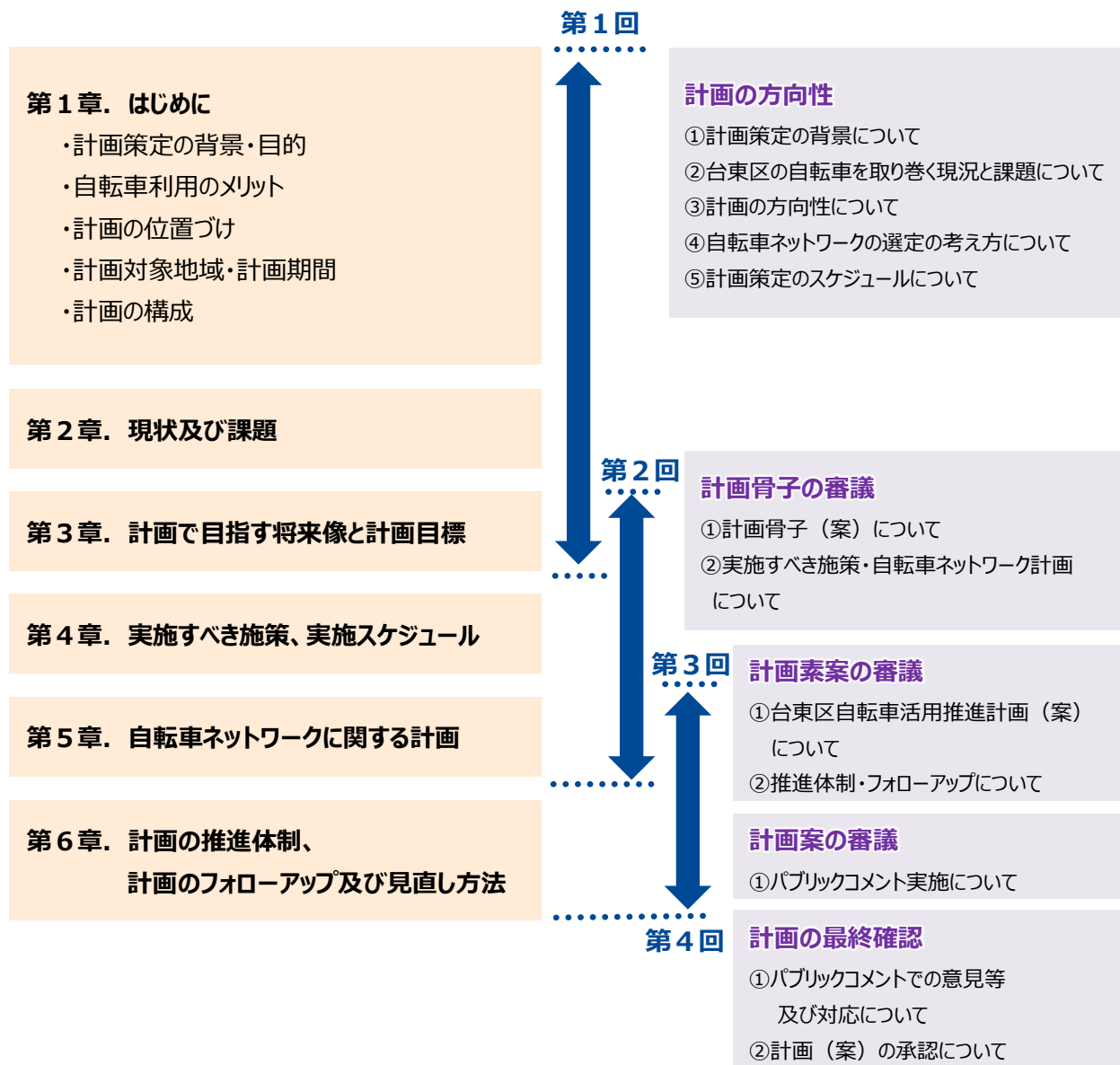
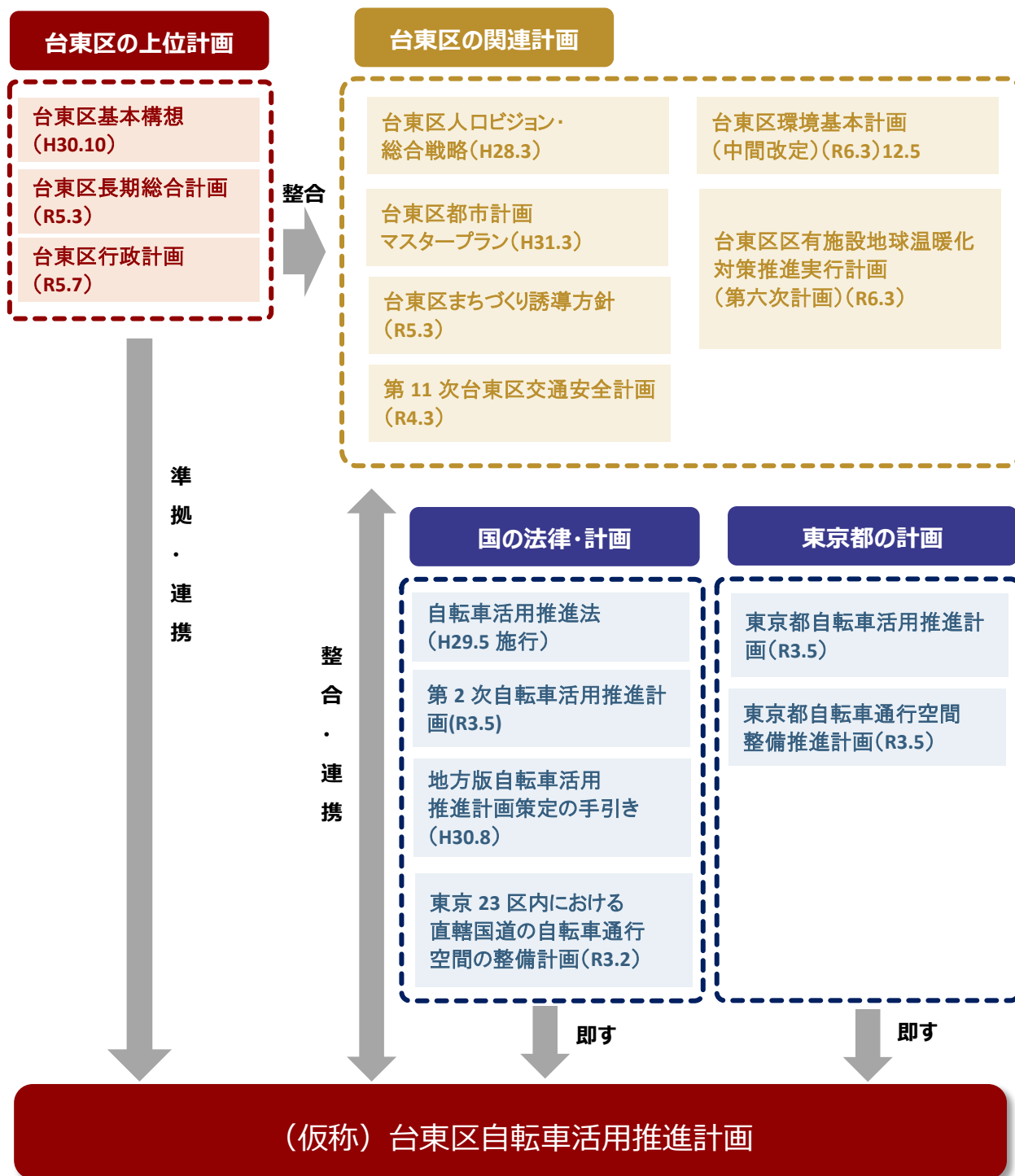


図 1-1 目次構成（案）と意見交換会での議題（案）

2. 計画の位置づけ

本計画は自転車活用推進第十一条に基づき、国や東京都の計画を勘案して、台東区の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めるものです。

その推進にあたっては、区の上位計画や関連計画と適切に連携を図るものとします。



3. 計画対象

本計画の対象区域は、現行計画と同様に、台東区全域とします。

車両は、道路交通法上で定義される自転車を対象とします。

計画期間は、令和 8～17 年度（10 か年）とします。

区域	台東区全域
車両	道路交通法で定義される「自転車」
計画期間	令和 8～17 年度（10 か年）

令和（年度）	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22-
西暦（年度）	2020	‘21	‘22	‘23	‘24	‘25	‘26	‘27	‘28	‘29	‘30	‘31	‘32	‘33	‘34	‘35	‘36	‘37	‘38	‘39	40-
台東区 基本構想 （H30.10）	概ね 20 年後を展望																				
台東区長期 総合計画 （R5.3）	令和 5 ～ 10 年度																				
台東区 行政計画 （R5.7）	令和 5 ～ 7 年度																				
台東区 自転車活用 推進計画	令和 8 ～ 17 年度（10 か年）																				
【国】 第 2 次自転車 活用推進計画 （R3.5）	令和 4 ～ 7 年度 第 3 次自転車活用推進計画																				
【東京都】 自転車活用 推進計画 （R3.5）	令和 4 ～ 12 年度																				

表 3-1 本計画の対象期間(案)

4. 計画で目指す将来像と計画目標

上位関連計画等を踏まえ、本計画では、自転車を活用したまちづくりの将来像を以下のように設定します。

<台東区基本構想>

目標像：世界に輝く ひと まち たいとう

- 基本目標1：あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現
- 基本目標2：いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現
- 基本目標3：活力にあふれ多彩な魅力が輝くまちの実現
- 基本目標4：誰もが誇りや憧れを抱く安全安心で快適なまちの実現

区のまちづくり全体の理念の実現へ寄与

<台東区長期総合計画>

施策：安全な自転車利用環境の整備

- 歩行者・自転車・自動車にとって安全かつ快適に通行できる環境を整備
- 自転車利用の利便性向上
- 民間事業者と連携したシェアサイクル事業を実施

区の長期総合計画の達成に向けて、実現性の高い計画

(仮称) 台東区自転車活用推進計画

計画目標：「誰もが安全・安心で、気持ちよく自転車を利用できるまち たいとう」の実現

基本方針

① はしる（通行空間）

・自転車通行空間のネットワーク化の実現

② とめる（駐輪環境）

・放置自転車対策や駐輪環境の充実

③ まもる（ルール・マナー）

・多様な利用者に向けたルール・マナーの啓発

④ つかう（活用）

・自転車利用しやすい環境づくりや利用の促進